

薬物乱用防止啓発ポスターの選考要領

1 主 旨

若年層における薬物乱用防止の普及啓発を図るため、県内の児童生徒から薬物乱用防止啓発ポスターの作品を募集し、優秀作品を選考するために必要な事項を定める。

2 選考方法等

(1) 選考基準は、薬物乱用防止啓発にふさわしい作品とし、次のとおりとする。

- ア メッセージ性がある。
- イ インパクトがある。
- ウ 親近感がもてる。

(2) 選考方法は、第一次選考を各保健所等で実施し、第二次選考を(3)に定める選考委員会において選考する。

各保健所等が、第二次選考へ推薦できる作品数は別表に基づき決定するものとする。

(3) 次の委員で構成する選考委員会を置き、一般社団法人埼玉県薬剤師会会長を委員長とする。委員長が出席できない場合には、委員長が指名する者が、その職務を代行する。

また、委員が出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

委員長	一般社団法人埼玉県薬剤師会 会長
委員	一般社団法人埼玉県薬剤師会 副会長
委員	一般社団法人埼玉県薬剤師会 学校薬剤師委員会 委員長
委員	埼玉県保健医療部薬務課長
委員	埼玉県教育局県立学校部保健体育課長
委員	埼玉県保健所長会会長
委員	さいたま市保健衛生局保健部生活衛生課長
委員	さいたま市教育委員会健康教育課長
委員	埼玉県私立中学高等学校協会事務局長
委員	埼玉新聞社クロスメディア局長

(4) 選考委員会の庶務は、一般社団法人埼玉県薬剤師会とする。

3 表 彰

(1) 次に定める賞の受賞者には、原則埼玉県薬剤師会学術大会において別記様式1より表彰を行うものとする。

入賞区分	小学生の部	中学生の部	高校生の部
最 優 秀 賞	1 点	1 点	1 点
優 秀 賞	3 点	3 点	1 点～2 点

薬物乱用防止啓発ポスターコンクール 応募いただくために

○作品応募に当たっての注意事項○

令和3年度本コンクールにて優秀賞を受賞した作品1点について、他県における過去の薬物乱用防止啓発ポスターコンクール受賞作品の模写と認定し、賞の取り消し及び賞状の返還を行った事例がありました。

既存のキャラクターや他団体のコンクール作品等を盗作、模写したとみられる作品、その他「令和5年度薬物乱用防止啓発ポスターコンクール募集要領」に適合しない作品は、選考の対象外となります。

各学校御担当者様におかれましては、本コンクールにご応募いただく際、下記応募上の注意事項並びに、「令和5年度薬物乱用防止啓発ポスターコンクール募集要領」を熟読の上、応募者（児童生徒）、応募者の保護者その他関係者に対し、御周知いただくと共に、同様事案再発防止のため、特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

また、各関係機関におかれましても、同様事案再発防止のため、各学校等への御周知をお願いいたします。

記

応募上の注意

(令和5年度薬物乱用防止啓発ポスターコンクール募集要領から抜粋)

応募作品は、未発表の創作作品に限ります。

また、合作（2人以上で描いた作品）は認められません。

※未発表とは過去に公募展（審査のあるもの）に応募陳列されたことがないものをいいます。

※盗作、模写、自作でない作品、あるいは発表済みの作品とみなされた場合は入賞・入選を取り消します。

※著作権、肖像権等の問題が生じないように十分注意し、生じた場合は出品者の責任において処理してください。